

磯村 尚弘*

Naohiro ISOMURA*



東ドイツにおけるドモヴィナ(Domowina)の活動について(2)

The Activities of the Domowina in East Germany (2)

1. はじめに

この研究ノートは、『貿易風』第14号に引き続き第二次世界大戦後のドイツ民主共和国（以降「東ドイツ」と表記）におけるドモヴィナ(Domowina)の活動について調査、考察したものである。

『貿易風』第14号で著者は第二次世界大戦後1945年から49年までソ連の占領下におかれたドイツ東部の政治、経済状況についてと、この時期のドモヴィナの設立について調査、考察した。第二次世界大戦後ソ連に占領されたドイツ東部は、ソ連からの苛酷な賠償取立てに苦しみながら国家の再建へ歩み始め、その中でドイツ共産党(KPD)やドイツ社会民主党(SPD)などの政党が活動を再開した。冷戦が深刻化するにつれてソ連は、社会主義圏の体制の締め付けを図るため政党の活動に対して制限を行い、KPD以外の政党は活動を制限されたり妨害したりした。その一方でソ連はKPDとSPDを合同させて社会主義統一党(SED)という新たな政党を設立させ、東ドイツ建国後政権を担う政党にした。1949年の東ドイツ建国後、SEDはソ連型の社会主義国家建設を進めるが国民に多くの犠牲を強いる形となり、東ドイツ各地でデモやストライキが頻発し多くの国民が西側へ逃亡する事態となった。

こうした時期にSED政権はドモヴィナと親密な関係を築き、ソルブ人の文化や言語を保護

するための法整備や、ソルブ文化を研究する施設の設置、そしてソルブ語教育を推進するための教育制度改革を行った。そして建国後SED政権はドモヴィナに対し、ドモヴィナのソルブ人の文化の保護や発展に偏った活動を批判し、SEDが推進する社会主義国家建設を支持しその意義をソルブ人に伝える役割をドモヴィナへ要求するようになった。これに対しSEDの方針や農業の集団化などの政策に反発するソルブ人の多くがドモヴィナから退会した。こうして建国当初のドモヴィナはSED政権と親密になるほどソルブ人からの支持を失ってしまったのである。¹本稿では、前回の報告で十分に調査、考察できなかった東ドイツ建国後1950年代以降の社会主義国家建設がソルブ人社会に与えた影響と、社会主義国家建設の中でのドモヴィナの活動について調査し考察する。

2. 1950年代の東ドイツの国家建設とソルブ人社会への影響

2-1. 1950年代の東ドイツの社会主義国家建設

1949年の東ドイツ建国後、SEDはソ連をモデルとした国家建設を進めていった。SEDはスターリン型のマルクス・レーニン主義が「支配的イデオロギーである」と宣言し、²社会的、政治的な決定権と権力はソ連と同様すべてSEDが掌握した。党組織や官僚組織はピラミッド型に構築されて少数のSED幹部が司法、行政、立法のすべてを支配する体制を作った。

*中部大学非常勤講師

教育や文化についても SED が統制し、世論の形成に影響を与えたのである。

こうした SED 主導による社会主義国家建設の影響についてはすでに『貿易風』第14号における拙稿で述べた。³重工業中心の工業の発展と農業の集団化、中小の手工業やサービス業の集団化が急速に進められたが、こうした急速な社会主義化に多くの国民が反発し、ドイツ連邦共和国（以下「西ドイツ」と表記）へ逃亡する国民が急増した。また1953年2月には労働者の給与の削減が、また同年5月には労働ノルマを10%上昇させることを政府が決定し、これに反発した労働者が東ドイツ各地で26件のストライキを起こしている。⁴ソ連指導部はこうした情勢に憂慮し、東ドイツの社会主義化の速度を落とさざるを得ないと考え、1953年6月2日と3日に東ドイツ首相のオットー＝グローテヴォール（Otto Grotewohl）と SED 書記長であったヴァルター＝ウルブリヒト（Walter Ernst Paul Ulbricht）をモスクワに招いて会談し、東ドイツ政府の政策を批判して新たな政策を実行するよう指示した。これにより「新コース」と呼ばれる新たな路線が採用され、教会関係者への抑圧、農業や中小独立企業の集団化、軍事力の強化はいずれも停止され、重工業部門の建設を優先する政策をとりやめて、人々が日常生活で必要としている消費財生産を優先する方針へと変更された。⁵しかし労働ノルマの引き上げは撤回されなかった。もしこのノルマの撤回が行われなければ労働者は25%から30%に及ぶ実質賃金の低下を甘受しなければならなくなったであろうと河合信晴は指摘している。⁶さらに SED がこれまでの政策の誤りを認めて政策を転換したことで、党内からも指導に対する批判がおり、東ドイツ各地で SED 並びに政府首脳の退陣要求がおこった。そして6月15日に首都のベルリンで建設労働者が労働ノルマの強化撤回とノルマに見合った給料を要求してス

トライキに突入した。これをきっかけに政府への抗議行動は全国に急速に拡大し、6月17日には東ドイツの700か所以上でストライキが行われ、これに推定50万人が参加した。またデモには41万8000人以上の人が参加したとされる。⁷こうしたストライキやデモは翌18日にも行われたが、ソ連軍が戒厳令を布告して鎮圧した。鎮圧後政府は「新コース」を継続して社会を安定化させる一方で、治安組織を強化し警察や国家保安省（シュタージ）により国民の監視網が強化された。

それでは SED 主導による社会主義国家建設は、ソルブ人社会にどのような影響を与えたのであろうか。

2-2. 工業化政策の影響

1950年代初めにソルブ人が居住する下ウジツァ（Łužica / Lausitz）地方⁸で豊富な褐炭の埋蔵が確認され、50年代中ごろより大規模な採掘がおこなわれるようになった。1950年代から60年代にかけて年間投資の4分の1がこの地域に集中して行われ、下ウジツァ地方は急速に工業化がすすめられていく。⁹さらに1951年から55年にかけての第1次5か年計画における第1次長期計画においてコンビナート「黒いポンプ（Schwarze Pumpe）」の建設が決定され、55年に建設が始まった。その後「黒いポンプ」のあるホシェブス（Chóśebuz / Cottbus）県は東ドイツにおける石炭およびエネルギー産業の中心地とされた。こうした工業化政策によって多くの労働者が他の地域から移り住み、こうした労働者のために下ウジツァ地方から褐炭の埋蔵がない中部ウジツァ地方の各地が労働者の居住地域として開発された。木村護郎クリストフによれば、中部ウジツァ地方では「社会主義的居住都市」の名称を冠せられたヴォイエレツィ（Wojerecy / Hoyerswerda）を中心に移住してきた労働者の居住地域の開発が進み、ヴォイエレツィでは1946年に人口は7274人であっ

たが、1965年には43922人と人口が急激に増加した。そしてこうした外部からの労働者の流入によりソルブ語を使用しない人々の割合が増え、その結果ソルブ人のドイツへの同化が進んだという。¹⁰その一方で褐炭採掘による住民の移動も行われた。木村によれば1945年から89年の間に71の集落が取り壊され、集落の一部から立ち退きを余儀なくされた42か所を入れると、合計で22276人が褐炭採掘によって立ち退いた。ただこれは公式の記録であり、さらに「自主的な」早期退去は含まれていないので、この数値は立ち退いた人の最低人数とみるべきであると木村は指摘している。さらにこうした立ち退きは公式には「移転 (Ortsverlagerung または Ortsverlegung)」と呼ばれ、立ち退いた住民の多くは都市部のアパートなどに移住したので村落を再建したわけではなく、「移転」は村落の解体に等しかったという。¹¹これに対して上ウジツァ地方に位置するカトリック教徒のソルブ人が共住している地域は、褐炭の埋蔵地から離れており、これまで述べてきたような工業化や都市化の影響をほとんど受けずさらに他地域からの人口の流入もなかった。そのため伝統的な村落を中心とした社会構造が保たれたという。¹²

2-3. 農業政策の影響

次に農業政策の影響についてみてみたい。1952年から53年にかけて政府主導で農業協同組合の設置が強化されたが、既に述べたように急速な農業の集団化に多くの農民が反発したり西ドイツへ逃亡したりしたため、53年6月には農業協同組合設置の速度は緩められた。しかし緩められたものの農業協同組合設置による農業集団化政策は引き続き行われた。それではこうした農業集団化はソルブ人社会にどのような影響を与え、ドモヴィナはこの政策にどのような関わったのであろうか。

農業集団化はウジツァなどソルブ人が居住す

る地域でも行われたが、この集団化に協力したのがドモヴィナであった。1950年代後半に農業協同組合への加入を呼びかける宣伝活動が農村部で活発に行われたが、ドモヴィナはドモヴィナの職員を(自発的という形で)農場などの現場に派遣して農業協同組合加入への宣伝活動を行い、この活動は職員の日常の業務になっていたとルートヴィヒ＝エレ (Ludwig Elle) は指摘している。¹³人民議会議員でありドモヴィナの代表でもあったクルト＝クリエンツ (Kurt Krjeńc) は¹⁴、1957年3月29日から30日にかけて行われたドモヴィナ第4回大会で、農業における「社会主義部門」への支援はドモヴィナの基本的な任務であると主張した。¹⁵また農業協同組合の組合員であったユリイ＝コクラ (Jurij Kokla) はウジツァ地方の農村であるウドウォル (Wodwor / Höflein) で議論のための提言を行い、ソルブの未来は農業の発展次第であり、ソルブ人の村およびソルブ語とドイツ語の2言語が使用される村に設置された協同組合はソルブ語とソルブ文化を保護する場でないといけない、と主張している。¹⁶そして工業化、とくに2言語地域の真ん中に建設された工業地帯である「黒いポンプ」によってもたらされた工業化がもたらした諸問題と同じように議論されるよう提言がなされたのである。さらにクリエンツは、農業協同組合設立による農業の集団化は、工業化の進展の時と同じくソルブ語とソルブ文化の将来に決定的な影響をもたらすであろうと指摘している。¹⁷しかしエレによれば、こうした議論はドモヴィナ第4回大会では中心的なテーマとならず、コクラ以外の農業協同組合の組合員からは農業の集団化がもたらすソルブ語とソルブ文化への影響について特に発言がなかったという。¹⁸その一方で各地区の代表による活動は1958年または59年以降強化された。当時ドモヴィナの書記であったユリイ＝グロス (Jurij Grós) は、ドモヴィナの書記局

が提出した文書で、ドモヴィナの代表者らによって前もって定められた重点目標は、各地域における農業協同組合の設置と農業集団化について各地域で議論されることであるという、ドモヴィナの選択したこの方針について肯定的に評価している。¹⁹

ドモヴィナ代表者らによる第5、第7回幹部会議は、我々の組織を、我々の農業を社会主義的な様式に改造する方針に協力することで、さらに強化することを方向づけた。この問題は、わずかな例外も含めて議論の中心にあり、我々に示しているのは、我々はこの問題によってより深くソルブ人の集団の中に入っているということである。²⁰

しかし農業の現場で働く人々は必ずしもこうした見方をしていなかったようである。ドレスデン県のドモヴィナ代表はニスカ (Niska / Niesky) でニスカ郡代表者会議について、ここでは農業の集団化について、ドモヴィナの会員は不信感を募らせていたと報告している。この報告によれば郡内の村で農民たちが、もし期待に反して我々が協同組合員となったら、我々はどうなるのか、もし組合員になれば厄介な負担を負うことになるのではないかと訴えている。こうした農民たちの不信感は、東ドイツという、我々労働者や農民のための国家に対しての不信感ではないが、こうした不信感は将来我々に、農民たちは (社会主義) 平和陣営の偉大なる力を認識できなくなるのではないか、という事態を示しており、農民たちは、絶対に我々がこれまで苦勞して得てきたものを手放すことはないだろう、とはっきりと言っていると報告している。²¹

ドモヴィナはこうした現場の農業協同組合への不信感に対し、様々な宣伝活動を行うことで

現場の不信感を払しょくして組合に加入することを促した。1960年1月21日から22日にかけてドモヴィナは第12回会議を開催し、ドモヴィナの第1書記であったビャルナト＝ノワク (Bjarnat Nowak) が「各地方での社会主義闘争に際して我々の民族的組織であるドモヴィナが抱える諸課題」と題する基調報告を行った。ノワクは報告で、農業協同組合設立が遅れていることにたいする議論について触れ、その遅れはドモヴィナの指導による国民の政治的活動がいまだ不十分であることに責任があると指摘した。さらに会議で了承された今後の議論に関する提言の重点項目と、クリエンツによって読み上げられた会議の閉会の辞でも農業問題について触れられていた。しかしドモヴィナの中でこうした問題についてどのように行動するのかについての具体的な決議はなされなかったという。²²

またこの会議期間中に会議の参加者はウォルツィン (Worcyn / Wurschen)、ホジイ (Hodžij / Göda)、そしてクラケツィ (Krakecy / Kreckwitz) に作られた農業協同組合を訪問し、組合員と現場で議論を行った。さらにドモヴィナの幹部会にはチェコスロヴァキアのプラハの農業大学の学部長であるフランティシェク＝ロム (František Lom) 教授を招いた。ロム教授は会議でチェコスロヴァキアの農業協同組合についての研究報告を行い、村々での宣伝活動にも参加した。こうした活動には SED の郡指導部や政府も協力しており、会議終了後も SED 郡指導部や政府による指導の下で、ドモヴィナの職員を動員して農村での大規模な宣伝活動を行った。またソルブ語日刊紙「ノワ・ドバ (Nowa Doba)」でも農業協同組合への加入を呼びかける寄稿論文や声明が繰り返し掲載された。²³

しかしドモヴィナの幹部はこうした活動には消極的だったようである。ドモヴィナの書記局が1960年2月18日に行った会議の中では、農業協同組合員だけで構成されている農村の実現

へ向けてのドモヴィナの支援が、ドモヴィナ第5回大会の準備期間中に行われた、農業協同組合員だけの農村の実現へむけての競争に不可欠の部分となっていたにもかかわらず、この農業問題にはほとんど対処しなかった、とエレは指摘している。²⁴既に述べたように、農村で生活する人々からは農業協同組合への不信感や反発がある一方で、SEDや政府からの要求にも応えなければならないというドモヴィナの苦しい立場を表している。

ただSEDや政府による農業協同組合加入を呼びかける宣伝活動は時が経過するにつれて激しくなっていた。すべての村人を組合員にすべく宣伝活動が行われ、1960年春ころには「組合に入らないものは平和の敵である」などといった過激な言葉を用いて村人に圧力をかけて加入を迫るケースも多くみられたという。²⁵そしてこうした宣伝にドモヴィナがかかわっていることについては多くの反発がおこった。その結果、農業協同組合への加入を呼びかける宣伝活動が終了した1960年5月以降、多くの地域でドモヴィナの集会は開催されなかったり、開催されたとしても参加者はごくわずかであったりしたという。²⁶ただこうした状況は次第に収まっていったが、ドモヴィナはかつてのような支持を得られなくなっていき、特に若年層からの支持を失いつつあった。例えば1960年第4四半期の間にドモヴィナの257の地域のグループのうち219のグループで集会が行われたが、参加者の割合は地域によってまちまちであった。ホシェブス郡では全加入者のうち80%の人が集会に参加した一方で、ブディシン (Budyšin / Bautzen) 郡ではわずか26%であったという。また参加者の多くが年配の会員であった。²⁷

2-4. 文化政策の影響

東ドイツ建国直後の政府によるソルブ語やソルブ文化の保護政策についてはすでに『貿易風』第14号における拙稿でも述べたが、建国前か

らドモヴィナはSEDと親密な関係にあり、建国後政府はソルブ語やソルブ文化の研究や保護を行う施設を設置し、ソルブ語教育の充実を図るための改革や、官公庁や公共施設での2言語表記の推進などといった保護政策を進めた。こうした保護政策は建国以前の1948年にザクセン州議会によって可決した「ソルブ住民の権利保護のための法律」を基盤としており、1951年にはソルブ民族研究所が、52年にはソルブ民族音楽団が設置され、56年にはブディシン中心部にドモヴィナの本部などが入った「ソルブの家」が設置された。こうした保護政策により、1955年に開催されたドモヴィナの第3回大会で「ソルブの民族問題は解決された」と宣言された。²⁸

ところでエレによれば、東ドイツではソルブ人のみが少数民族とみなされ、少数民族政策の対象として支援された。そもそもドイツ東部にはソルブ人のほかにポーランド人がいたが、戦後ドイツ東部に残ったポーランド人は少数民族として認められなかった。1922年にドイツ東部のポーランド人によって「ドイツにおけるポーランド人同盟 (Bund der Polen in Deutschland)」という団体が設立され、1939年にナチス政権によって活動が禁止されたが、戦後ソ連占領下で活動を再開させた。しかし1950年に東ドイツとポーランドの間で友好条約が締結されたのちこの団体は解散し、SEDによって新たに「平和と友好のためのドイツ・ポーランド協会 (Deutsch-polnische Gesellschaft für Frieden und gute Nachbarschaft)」が設立され、これまでの団体の活動を引き続き行った。しかしこの団体はドモヴィナとは異なり少数民族の組織として認知はされず、最終的には50年代初めに、東ドイツの大衆組織である「ドイツ・ソヴィエト友好協会 (Gesellschaft für Deutsch-Sowjetische Freundschaft)」に吸収合併されたという。²⁹

しかしこうした保護政策は主にソルブ人への社会主義イデオロギーの普及を目的に行われ、ソルブ文化関係の機関もこうした普及を推進するための手段として利用された。エドムント＝ペッチ（Edmund Pech）は政府のソルブ語およびソルブ文化保護の政策を補償的な言語政策（kompensatorische Sprachpolitik）であると指摘し、こうした政策はソルブ人のドイツ語やドイツ文化への同化の速度を抑えるために行われたが、大部分の住民やソルブ人が居住する地域の党や行政機関によってこの政策は共有されず、特に教育の面でドイツ人住民から反発があったことを指摘している。³⁰

2-5. 教育政策への影響

ここでは教育政策、特に初等及び中等教育政策への影響についてみていきたい。1945年10月1日に在独ソ連軍政本部命令第40号によって学校でのソルブ語での授業が許可され、ソルブ語を学ぶ授業と、ソルブ語で授業を行う学校が急増した。民族語であるソルブ語を教育の場で継承とするという、ソルブ人およびドモヴィナの要望が実現したのである。ただソ連占領期においては、こうしたソルブ語の授業はそれぞれの地域で形式が異なっていたし、ソルブ語の授業や授業でのソルブ語使用が許可される地域がある一方、使用が許可されなかった地域も存在しており、混乱していた。

まずザクセン州でソルブ語とドイツ語の2言語による授業について協議が行われた。そしてブディシン郡とカミエンツ（Kamjenc / Kamenz）郡ではソルブ語を学ぶ授業を行う学校が急増し、いくつかの学校ではソルブ語を授業の言語として使う割合を増やしていった。例えばルビイ（Lubij / Löbau）郡では、ソルブ人の子供たちのために2時間から3時間ソルブ語学習の授業を行うことが許可され、残りの時間はドイツ語で授業が行われた。ヴォイエレツィ郡では教育を担当する行政当局がソルブ語を外

国語として扱うよう指示し、さらにもし両親が希望すれば授業時間外にソルブ語を学習する時間を設けてもよいが、その授業の費用は参加者が負担するよう指示もしている。³¹一方ベワ・ウォダ（Běla Woda / Weißwasser）郡ではソルブ語の学習およびソルブ語での授業は一切行われず、学校でのソルブ語の使用も認められなかった。下ウジツァ地方でも同様に許可されなかった。こうした事態にソルブ人側から反発があった。ヴォイエレツィ郡ではこうした決定に反対するデモが行われ、行政当局の決定に対する反対の決議文が採択された。またベワ・ウォダ郡のシュライファー（Schleifer）地方では親たちが自費でソルブ語の教師を雇い、授業時間外に子供たちにソルブ語の授業を受けさせた。ブディシン郡ではドモヴィナに、学校でのソルブ語の授業の導入を行政当局に要求するよう訴える請願が数多く届けられた。³²

こうして学校教育におけるソルブ語導入をめぐる問題と、さらにもう一つ問題となっていたことがあった。ソルブ語を（またはソルブ語で）授業ができる教員が不足していたということである。ペッチによれば、1946年の段階でソルブ人の教員の半数以上がナチ党の党員であったという理由で公職から追放され教職につけなくなっていた。ドモヴィナはこうした状況に対して十分な数のソルブ人教員の育成を行う専門教育の必要性を認識していた。行政当局にも請願を行ったようで、その結果1946年1月1日からラドウォル（Radwor / Radibor）にあった教員養成機関にソルブ人教員育成のためのクラスが新設された。³³設立当初はこのクラスで8週間の専門教育をうけることになっていたが、1947年には4か月に延長された。さらに1950年には2年の課程となっている。³⁴ドモヴィナは教員養成やソルブ語教育に関する専門雑誌である「ソルブの学校（Serbska šula）」を発行しこうした教員養成教育を支えた。

こうした教員養成教育の拡充の結果ソルブ人教員の数も増え、ソルブ語教育を行う学校も増加した。1947年には39の学校でソルブ語の授業が行われていたが、これらの学校はソルブ人が多く居住しているブディシン郡とカミエンツ郡に集中していた。さらに教員養成教育を受け教員となった新任のソルブ人教員はまずブディシン郡とカミエンツ郡に配置された。その結果ザクセン州の2言語使用地域で勤務しているソルブ人教員はブディシン北部学区では99人が、カミエンツ郡では37人となった。³⁵

ただほかの地区では依然として教員が不足していた。例えばルビイ郡ではソルブ語教育のために15人のソルブ人教員を必要としていたが、5人の配置にとどまり、またヴォイエレツィ郡でも必要な人数に満たない7人の配置にとどまっていたとドモヴィナは記録している。³⁶このように学校教育におけるソルブ語導入は問題を抱えながらも少しずつ進められていった。これが国家の教育政策として本格的に整備、導入されるのは東ドイツ建国後のことになる。

東ドイツ建国後1952年に人民教育大臣によって「ザクセン及びブランデンブルク州のソルブ語地域における学校状況の整理に関する通達」が出され、学校教育におけるソルブ語の導入に制度的な枠組みが与えられた。木村によれば、この通達は「そのための条件が整ったすべての場所において」ソルブ語を授業用言語とするソルブ学校を設けること及びその他のソルブ人児童に対してソルブ語の授業を行う学校の教育を定めたものであった。³⁷そしてこの通達により、ソルブ語を授業用言語とする学校をA学校、ソルブ語の授業を行う学校をB学校と区分された。なおA学校設置のためにはすでに就学以前にソルブ語を学んでいる子供が一定数存在することが設置条件とされた。つまりA学校でのソルブ語教育は家庭や幼稚園でのソルブ語教育を引き継いで行う教育であり、B学校は就

学以前のソルブ語知識を前提としてはいなかった。³⁸この通達により、行政によって設定された学区当たりのソルブ人の人口密度に基づきA学校およびB学校が設立されることとなった。ソルブ人人口が多い学区にはソルブ語で授業を行うA学校が設置されたが（このA学校はソルブ学校とも呼ばれた）、A学校は1952年9月1日にカミエンツ郡のクルシチツィ (Chrósćicy / Crostwitz) やニェビエルチツィ (Njebjelčicy / Nebelschütz) など、ブディシン郡ではドブロシツィ (Dobrošecy / Doberschütz) やラドウォルに設置された。さらに54年にはカミエンツ郡のヴォルクレツィ (Workleczy / Räckelwitz) に、57年にはウジツァにA学校が設置された。³⁹ヴォルクレツィやウジツァ、ラドウォルのA学校にはソルブ語で授業を行う8年間の教育課程とともにドイツ語で授業を行う8年の教育課程も設置されていた。A学校ではすべての授業をソルブ語で行い、ドイツ語を学ぶ授業は第2学年から行われた。⁴⁰

こうしたA学校のほかに、ソルブ人とドイツ人が住み、ソルブ人人口が多くない地域にはB学校が設置された。このB学校の設置数のほうがA学校よりも多かった。B学校ではドイツ語で授業を行い、ソルブ語を授業科目の一つとして教えた。B学校は1952年に72校設置されたが、B学校が設置された地区の中にはソルブ人人口が高い割合を示す地区、例えばヴォイエレツィ郡やブディシン郡、ベワ・ウォダ郡そしてホシェプス郡にこうした地区が複数あったが、こうした地区ではB学校をA学校に変更するか、B学校の中にソルブ語で授業をする教育課程を設けるようにするという目標が設定された。⁴¹こうしてソルブ語が初等及び中等教育課程に導入されていったのである。

さらに高等教育においても、1952年にはライプツィヒ大学にソルブ言語文学科が設置され、ホシェプスにはソルブ高等学校が設置され

た。⁴²

こうした措置にともないドモヴィナもますます政府の教育政策の一翼を担うようになっていく。ドモヴィナは1948年からソルブ語教育に関する専門雑誌「ソルブの学校 (Serbska šula)」を発行しソルブ人教員の養成を支援したことはすでに述べたが、1952年の人民教育大臣による通達後、この雑誌はソルブ人教員や教育者のための専門雑誌という地位を得た。また公的な教育研究機関である東ドイツ教育科学アカデミー (APW) 内に2言語地域の学校教育を研究する研究部門も設置された。⁴³

しかしこうした措置に対しウジツァ地方に住むドイツ人からは反発の声が上がった。特に子供を学校に通わせているドイツ人の親たちから、子供がソルブ語の授業を受けさせられていることで過度な負担を負わされているとして反発の声が上がったのである。ペッヒによれば、例えば1954年にはヴォイエレツィ郡のデルニ・ウイエズド (Delni Wujězd / Uhyst) の学校の保護者会で、ドイツ人の保護者からソルブ語の授業の廃止が提案された。この学校ではその後ソルブ語教育は積極的に行われなくなり、ソルブ語の授業に参加する児童はわずかとなった。そして少数ながらソルブ語の授業に参加している児童は他の児童から嘲笑されたという。そのため多くの保護者が子供たちをソルブ語の授業へと通わせなくなったという。⁴⁴このように多数派であるドイツ人の反発を受けソルブ語での教育を後退せざるを得なくなる地域も出てきており、ソルブ人の言語や文化を継承する活動は政府の保護を得ているにも関わらず困難な状況であった。

2-6. ソルブ人の民族運動への影響

前に述べたウジツァ地方における工業化に伴うソルブ人居住地域の環境の変化はソルブ人の民族運動にも大きな影響を与えた。カトリック教会の司祭であるヨセフ＝ノワク (Jósef

Nowak) は56年10月に「ソルブの家族—民族の魂 (Serbska swójba – wutroba naroda)」を日刊紙「ノワ・ドバ (Nowa Doba)」に発表し、ソルブ語を話す人が減少しており、特に若年層でソルブ語を用いる人々の減少が著しく、ソルブ語を用いるソルブ人の家族の存在が脅かされている、と訴えている。⁴⁵彼は「今日何がソルブの本質なのか、我々の民族性が高まり、1945年よりも現在は多くの人々がソルブ語で話し、45年以降ソルブ人は増えているのか？」⁴⁶と訴え、最後に「我々の魂、すなわちソルブの家族が脅威にさらされている！ (…) この魂なしには我々は死んでも同然である。」⁴⁷と結んでいる。ペッヒは、この論文によってノワクはソルブ人にとって家族が特別な意味を持つことを訴え、SEDの掲げたイデオロギーに挑戦していると指摘している。⁴⁸

これに加えウジツァ地方に住む住民の間で地方自治に関する議論も活発に行われた。ペッヒによれば、コンビナート「黒いポンプ」の建設などウジツァ地方で工業化が急速に進展するのに伴い、住民が比較的自由に議論するような環境が生まれ、56年にはソルブ人の居住する村々で「ソルブのテーブル (Serbske blida)」⁴⁹と呼ばれるサークルが作られ、地方自治体が直面している問題について活発に議論が行われたという。⁵⁰さらに「ノワ・ドバ」紙は「シェルシェン (Šeršen)」⁵¹と名付けられた付録を出版し、そこで記事を寄稿した著者はドモヴィナの中にある様々な弊害や、政府のソルブ人に対する少数民族政策に対し批判している。さらに「ノワ・ドバ」のなかにも「ソルブのテーブル」が新たに設立された。⁵²そしてそこでおおきなイニシアティブを発揮したのが「若いソルブ人作家グループ (Arbeitskreis junger sorbischer Autoren)」である。例えばこのグループのメンバーであるユリイ＝ムウィンク (Jurij Mlynk) は56年10月10日に論文「ソルブ語の民族的威信につい

て (Wo narodnym prestiżu serbskeje rěče)」を発表し、そこでソルブ人の、自らの言語と文化を守る歴史的な戦いを描写し、さらに現在はこうした言語や文化をソルブ人たちが無視または軽視していると指摘した。そのほかにもユリイ＝ブレジャン (Jurij Brežan) が56年10月22日の「ノワ・ドバ」紙で「まさにその時である (Jena Času)」という題名の詩を発表し、公の場でソルブ人の権利を守るために自己の信念を主張する勇気を持つべきだと訴えた。⁵³

1956年にソルブ人学生ヴァルター＝ローレンツ (Walter Lorenz) がディプロームの学位を得るための論文を発表し、その論文でコンビナート「黒いポンプ」の建設がもたらす民族的な問題点について論じた。ローレンツはこの論文で社会主義のもとでの工業化による同化の過程は東ドイツ建国以前の資本主義体制下で、ベワ・ウオダ、ズウィ・コロモウ (Zły Komorow / Senftenberg)、グロドク (Grodok / Spremberg) で進展した同化の過程と似ていると指摘した。こうした指摘に対しドモヴィナの会員は激しく反発した。⁵⁴その一方でドモヴィナの会員は政府の言語政策に対しても不満を募らせていた。そこでドモヴィナの指導部と内務省ソルブ課はウジツァ地方での2言語使用に関して政策の現実的な実行をすべきであるという提案をまとめ政府に提出する。まずドモヴィナの第1書記であったノワクがSED第1書記であったウルブリヒトへ、SEDの政治局においてソルブの問題について徹底して取り組むよう求め、さらに2言語使用地域における行政機関の構成を変えることを目的とした新しい「ソルブ法」を人民議会で審議、可決し公布することを提案した。すでに1948年3月23日にザクセン州議会が、「ソルブ住民の権利保護のための法律 (ソルブ法)」を可決したが、この法律では第1条で「ソルブ住民 (sorbische Bevölkerung)」は自らの言語、文化活動・発展について、法的な保護と国

家の助成を享受する」とあり、第5条(3)で政府財政からの援助が規定されている。⁵⁵今回提案された新たな「ソルブ法」はこれよりもさらに踏み込んで行政機関の組織の改革にも踏み込んでいた。さらに各地域のドイツ人およびソルブ人の代表者が政治・経済・文化の面で緊密な連携をとっていくことも提案された。⁵⁶

このようなノワクの提案は決しておおげさなものではなく、これまでの補償的な言語政策を改善するためだけに提案されたものであった。SEDの中央委員会のメンバーからはこうした提案は正当な要求であるとして評価されたものの、中央委員会で正式に取り上げられることはなかったのである。⁵⁷

3. まとめ

東ドイツ建国後SEDは社会主義国家建設を推進したが、これはソルブ人社会に大きな影響を与えた。ソルブ人が居住する下ウジツァ地方で豊富な褐炭の埋蔵が確認され、50年代中ごろより大規模な採掘がおこなわれるようになったことにより、多くのドイツ人がこの地域に流入した。その一方で、炭鉱の開発のためにソルブ人が住む多くの村が移転を余儀なくされた。そのため伝統的なソルブ人の社会が多くの地域で解体してしまいドイツ語やドイツ文化への同化が加速した。

農業政策の面でも農業協同組合の設立による農業の集団化がすすめられたが、伝統的な農業を破壊され経済的にも不利益を被るこうした集団化に多くのソルブ人農民が反発した。しかしドモヴィナはSED及び政府に協力して農業協同組合への加入を農民に積極的に呼びかける宣伝活動を行い、これに反発した多くの、特に若年層のソルブ人がドモヴィナから去ることとなった。

教育政策については初等・中等教育においてソルブ語を授業で用いる言語として、そして外

国語の一つとして導入された。高等教育でも高等学校や大学の学部が設置された。これはドモヴィナやソルブ人の要望が実現したといえるが、ソルブ人と同じ地域に住むドイツ人からは反発を招き、地域によってはソルブ語教育が後退したところもあった。

そしてこうした SED や政府の社会主義国家建設およびソルブ語やソルブ文化保護政策への批判は主に知識人の間から起きた。ドモヴィナもソルブ語、ソルブ文化保護の政策の改善を SED や政府に働きかけていたが、SED や政府はこうした改善要求には応えず従来の言語政策を推進したのである。

【注】

1. 磯村尚弘「東ドイツにおけるドモヴィナ (Domowina) の活動について (1)」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』（中部大学国際関係学部）Vol. 14 (2019年4月)：97-106頁。
2. H= ウェーバー『ドイツ民主共和国史：「社会主義」ドイツの興亡』斎藤哲・星乃治彦訳（日本経済評論社，1991年），57頁。
3. 磯村尚弘「東ドイツにおけるドモヴィナ (Domowina) の活動について (1)」：102-103頁。
4. 河合信晴『物語東ドイツの歴史：分断国家の挑戦と挫折』（中央公論新社，2020年），63頁。
5. 同上，65頁。
6. 同上，65頁。
7. 同上，67頁。
8. これ以降東ドイツのソルブ人居住地域の地名に関しては初出の際に上（下）ソルブ語の名称を用い、カッコで上（下）ソルブ語とドイツ語での表記を記す。行政単位（県・郡）については、上（下）ソルブ語表記があるものについては上（下）ソルブ語で表記する。
9. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR 1949-1970 (Bautzen: Domowina-Verlag, 1999) ,S.58.
10. 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか：言語構築と言語イデオロギー：ケルノウ語・ソルブ語を事例として』（三元社，2005年），126頁。
11. 同上，127頁。
12. 同上，127頁。
13. Ludwig Elle, Die Domowina in der DDR (Bautzen: Domowina-Verlag, 2010) ,S.204.
14. クリエンツは1939年にドイツ軍に入隊後1945年5月にソ連軍に拘束されて捕虜となり、共産主義者となった。戦後 KPD 及び SED の地区書記として活動している。1949年に暫定人民会議の議員となり、50年から78年の死去に至るまで人民議会議員として活動した。
15. Ludwig Elle, Die Domowina in der DDR, S.204-205.
16. Ebd.,S.205.
17. Ebd.,S.205.
18. Ebd.,S.205.
19. Ebd.,S.205.
20. Ebd.,S.205.
21. Ebd.,S.205-206.
22. Ebd.,S.206.
23. Ebd.,S.206.
24. Ebd.,S.206.
25. Ebd.,S.207.
26. Ebd.,S.207.
27. Ebd.,S.208.
28. 磯村尚弘「東ドイツにおけるドモヴィナ (Domowina) の活動について (1)」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』（中部大学国際関係学部）Vol. 14 (2019年4月)：103-104頁。
29. Ludwig Elle, Die Domowina in der DDR,S.17.
30. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR,S.61.
31. Ebd.,S.100-101.
32. Ebd.,S.101.
33. Ebd.,S.103.
34. Ebd.,S.103.
35. Ebd.,S.103.
36. Ebd.,S.103.
37. 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか』,148頁。
38. 同上，148頁。
39. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR, S.113.
40. Ebd.,S.113.
41. Ebd.,S.113-114.
42. 三谷恵子『ソルブ語辞典』（大学書林，2003年），646頁。
43. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR,114-115.
44. Ebd.,S.119.
45. Ebd.,S.61-62.
46. Ebd.,S.62.
47. Ebd.,S.62.
48. Ebd.,S.62.
49. blida は上ソルブ語で「テーブル (blido)」という単

語の複数形である。

50. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR, S.62.
51. 「モンズスメバチ」という意味。
52. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR, S.62.
53. Ebd., S.62.
54. Ebd., S.63.
55. 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか』, 239頁。
56. Edmund Pech, Die Sorbenpolitik der DDR, S.63.
57. Ebd., S.63-64.

【参考文献】

- Elle, Ludwig. Die Domowina in der DDR. Bautzen: Domowina-Verlag, 2010.
- 磯村尚弘「ソ連占領期東ドイツにおけるソルブ民族運動 (1945-1949)」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』(中部大学国際関係学部) Vol. 11 (2016年4月)：136-143頁
- 磯村尚弘「東ドイツにおけるドモヴィナ (Domowina) の活動について (1)」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』(中部大学国際関係学部) Vol. 14 (2019年4月)：97-106頁
- 河合信晴『物語東ドイツの歴史：分断国家の挑戦と挫折』中公新書2615, 中央公論新社, 2020年
- 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか：言語構築と言語イデオロギー：ケルノウ語・ソルブ語を事例として』三元社, 2005年
- メーラート, ウルリヒ『東ドイツ史1945-1990』伊豆田俊輔訳, 白水社, 2020年
- (原本：Ulrich Mählert, Kleine Geschichte der DDR, 6. Auflage. München: Beck, 2009.)
- 三谷恵子『ソルブ語辞典』大学書林, 2003年
- 望田幸男・木村靖二・芝健介・高橋進・平島健司・斉藤哲『世界歴史大系ドイツ史3：1890年～現在』山川出版社, 1997年
- Pech, Edmund. Die Sorbenpolitik der DDR 1949-1970. Bautzen: Domowina-Verlag, 1999.
- ヴェーバー, ヘルマン『ドイツ民主共和国史：「社会主義」ドイツの興亡』斎藤哲・星乃治彦訳, 日本経済評論社, 1991年 (原本：Hermann Weber. Die DDR 1945-1986. München: Oldenbourg, 1988.)